

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

ラポール西寺尾

重要事項説明書

[目 次]

1. 経営法人
2. 事業所の概要
3. 設備の概要
4. 職員体制
5. サービス内容
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 利用料金
8. 料金の支払い
9. 入居中の医療の提供
10. 事業所を退居して頂く場合
11. 病院等に入院された場合の対応について
12. 残置物の引取
13. 苦情の受付について
14. 苦情の解決方法
15. 事故発生時の対応
16. 非常災害時の対応
17. 感染症対策
18. 身体拘束、その他行動制限の禁止
19. 虐待防止

社会福祉法人いきいき福祉会

(2024年2月1日 改定)

1. 経営法人

- 1) 法人名 社会福祉法人いきいき福祉会
- 2) 法人所在地 神奈川県藤沢市稲荷345
- 3) 電話番号 0466-83-4165
- 4) 代表者職名 理事長 小川泰子
- 5) 設立年月 1993年(平成5年)3月
- 6) 事業の概要 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
- 7) 事業所数
 - 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 2ヶ所(藤沢市、横浜市保土ヶ谷区)
 - 居宅介護支援 2ヶ所(藤沢市、横浜市神奈川区)
 - 通所介護(デイサービス) 3ヶ所(藤沢市、横浜市神奈川区)
 - 短期入所生活介護(ショートステイ) 2ヶ所(藤沢市、横浜市保土ヶ谷区)
 - 訪問介護(ホームヘルパー) 1ヶ所(藤沢市)
 - 夜間対応型訪問介護 1ヶ所(藤沢市)
 - 定期巡回随時対応型訪問介護看護 1ヶ所(藤沢市)
 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 1ヶ所(横浜市神奈川区)他

2. 事業所の概要

- 1) 名称 ラポール西寺尾
- 2) 種類 指定介護予防・認知症対応型共同生活介護
(指定事業所番号 1470200880)
- 3) 所在地 神奈川県横浜市神奈川区西寺尾3-22-5
- 4) 電話番号 045-434-7712
- 5) 管理者 古賀 祐介
- 6) 開設年月 2004年(平成16年)1月1日
- 7) 入居定員 6名
- 8) 事業の目的 社会福祉法人いきいき福祉会が開設するグループホームラポール西寺尾が行う介護予防・認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

- 9) 運営方針
- ①施設の従業者は、可能な限り入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、家庭的な環境の下で食事、排泄、入浴等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとします。
 - ②施設は、入居者の意思及び人格を尊重し常に入居者の立場にたってサービスを提供するように努めるものとします。
 - ③施設は、出来る限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとします。
- 10) 介護方針
- 人としての関わりを大切にし、どのような支援をすればできる限り自立した生活が送れるかを、一緒に考えていきます。

3. 設備の概要

- 1) 敷地概要 496 m²
- 2) 建物概要 木造2階建て（2階部分） 述べ床面積 483 m²
- 3) 居室の概要 居室数：6室（全室個室） 居室面積：11.05 m²
室内にトイレ、収納スペース、冷暖房
- 4) 共用施設の概要
食堂、居間、浴室、洗濯室、車椅子用トイレ、バルコニー、エレベーター
- 5) 防犯防災設備、避難設備等の概要
自動火災報知機の設置、非常階段、消火器、排煙口設置（天井部分）

4. 職員体制

- 1) 主な職員の配置状況・職務内容

職種	配置職員数	職務内容
管理者	常勤1名（兼務）	全般の一元的管理、指導
計画作成担当者	非常勤1名（専従）	介護計画作成
介護職員	3名以上	日常生活を営む上で必要な入浴、食事、排泄等の介護。 調理、洗濯、掃除等の生活支援。
看護職員	非常勤1名（兼務）	健康管理、処置等

2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1 管理者	9:00 - 18:00
2 計画作成担当者	9:00 - 18:00
3 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番：7:30-16:30 共用：9:30-18:30 10:00-19:00 遅番：13:00-22:00 夜勤：22:00-翌日8:00 各1名
4 看護職員	9:00-17:00 随時対応（1階医務室）

5. サービス内容

1) 居室の提供

2) 食事

- ・介護食専門のセントラルキッチンを利用し、安心して安全なお食事を提供いたします。

(食事時間)

朝食：7:00-9:00（起床された方から） 昼食12:00-13:00
おやつ：15:00から 夕食17:30-19:00

3) 入浴

- ・入浴または清拭を概ね、2日に1回行います。
- ・毎日の入浴も可能です。
- ・ご契約者の心身の状況に応じた入浴支援を行います。

4) トイレ

- ・プライバシーに配慮し、排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

5) 健康管理

- ・1階医務室の看護師が対応します。
- ・ご家族、主治医、看護師と連携し支援します。

6) その他

- ・生活の中に、楽しみが見出せるように支援します。
- ・その方らしい生活が送れるように、ご家族と相談しながら支援します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

6. サービス利用にあたっての留意事項

- 1) 事業所の正面玄関の開錠、施錠時間
7時00分～20時00分 (開錠)
20時00分～7時00分 (施錠)
面会時間は、特に定めておりません。
- 2) 外出・外泊
予定は、当日朝までにお知らせください。
- 3) 喫煙
喫煙は所定の場所をお願い致します(タバコ・ライターは預からせて頂きます)。
- 4) 所持品
特に制限はございませんが、電化製品に関しては、ご相談ください。携帯電話は使用可能であれば自由です。
ペットの持ち込み、飼育はご遠慮ください。
- 5) その他
持ち込まれる物品については、氏名の明記をお願い致します。

7. 利用料金

下記の料金表に従い、入居者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事、居室費に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります)

介護保険制度の改正等の理由により給付額に変更があった場合、変更された額となります。

- 1) 介護保険で規定している介護サービス費 (1日当たりの単位数)

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用	760	764	800	823	840	858

※身体介護、生活支援、標準的な洗濯、居室・共用部分の環境整備等が含まれます。

※料金表、別添

- 2) 介護保険で規定している加算費用 (単位数)

初期加算	ご契約者が新規に入居された場合30日間	30/日
医療連携体制加算(I)	看護職員が健康管理をし、緊急時に適切な対応をする体制を整えている場合	39/日
サービス提供体制強化加算II	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	18/日
認知症専門ケア加算(I)	認知症に関する専門的な研修を受けた職員が、全体のケアの指導に当たる場合	3/日

口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	従業者が 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していること	20/回
科学的介護推進体制加算 (I) (II)	入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や疾病状況・服薬情報を厚生労働省に提出していること	40/月 60/月
入院時費用	入院後 3 カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合 (1 月 6 日を限度)	246/日
看取り加算	事業所で看取りを行った場合のご逝去前 31 日ー45 日	72/日
	ご逝去前 4 日ー30 日	144/日
	ご逝去前日及び前々日	680/日
	ご逝去当日	1280/日
地域加算	それぞれの日数、回数の単位数を合算した後に横浜市地域加算を乗じます。	10.72
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇を改善し、安定した人員配置を図るための加算です。月の総単位数に 111/1000 を乗じます。	111/1000
特定処遇改善加算	現行加算に加え、経験等のある介護職員の更なる処遇改善を図るための加算です。月の総単位数に 31/1000 を乗じます。	31/1000
ベースアップ等支援加算	月総単位数に 23/ 1000 を乗じます	23/1000

3) 住居費・食費

居室の提供 (家賃)	69,000円/月
その他の費用	水道光熱費 22,200円/月 管理費 12,500円/月 その他、個人で使用した物品は実費精算で自己負担となります。
食事の提供	朝食：300円、昼食：350円、夕食：400円、 おやつ：150円 1,200円/日

4) 介護保険外

行事費	実費
理美容代	実費
紙おむつ代	実費

8. 利用金の支払い

利用料金は、一ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月27日の引き落とし日まで
に予めお知らせ頂いた口座にご用意ください。

- 1) 一ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算
した金額とします。
- 2) 利用料の支払いについては、ご指定の銀行口座より一括して自動引き落としとさ
せて頂きます。(KCS 代金回収システム)

9. 入居中の医療の提供

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の医療機関において診療を受け
ることができます。

- ・ 下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。
- ・ 下記医療機関での診療、入院治療を義務付けるものではありません。

提携医療機関

医療機関の名称	神之木クリニック 電話：045-435-0113
所在地	神奈川県横浜市神奈川区西寺尾 3-25-19
診療科	内科

協力医療機関

医療機関 の名称	大口東総合病院	おさない歯科
所在地	神奈川県横浜市神奈川区入江 2-19-1	神奈川県横浜市神奈川区入江 1-13-25
診療科	内科、整形外科、外科、皮膚科、耳鼻 科、眼科	歯科

10. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

ご契約者は、以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、契約書の定めるところに従い
事業所が提供するサービスを利用できます。

- 1) 要介護の認定更新において、入居者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- 2) 入居者が死亡された場合
- 3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所
を閉鎖した場合。
- 4) 事業所の滅失や重大な毀損により入居者に対するサービス提供が不可能になった場
合。

- 5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 6) ご契約者から退居の申し出があった場合（中途解約、契約解除）
契約の有効期間であっても、ご契約者から事業所の退居を申し出ることができます。
その場合には、退居を希望する7日前までに書面をもって届け出てください。
また、以下の場合には、契約を解約し、事業所を退居することができます。
- ① 入居者が病気の治療等その他のため1ヶ月以上、事業所を離れることが決まり、かつ、その移転先の受入れが可能となったとき。ただし、入居者が1ヶ月以上事業所を離れる場合でも、入居者又は入居者代理人と事業者との協議のうえ、居室確保等に合意したときはその限りではありません。
 - ② 住居費・食費等の料金の変更に同意できない場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定めるサービスを実施しない場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が契約書に定められた守秘義務に違反した場合。
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者に身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑥ 他の入居者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- 7) 事業者からの申し出により退居していただく場合
以下の事項に該当する場合には、事業所から退居していただくことがあります。
- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、催告後60日経っても支払いがない場合。
 - ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な生じさせた場合。
 - ④ ご契約者が連続して病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - ⑤ ご契約者が他の福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合、その他の住まいに移られた場合。
- 8) 円滑な退居のための援助
ご契約者が事業所を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約

者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ①ご自宅に帰るために必要な支援（居宅介護支援事業者の紹介等）
- ②病院もしくは診療所又は介護保険施設の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者、ご契約者に必要なサービスの紹介
- ④退居後に利用されるサービスへの情報提供。

1 1. 病院等に入院された場合の対応について

入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

1) 入院中の利用料金

入院期間中は、定められた費用の一部（家賃・管理費）を負担いただきます。

ただし、居室を短期利用に活用させていただく同意をいただいた場合は、上記の負担は、ありません。

1 2. 残留物の引取

契約が終了した後、事業所に残されたご契約者の所持品（残留物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人を定めていただきます。

事業所は、身元引受人に連絡の上、残留物を概ね一週間以内に引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用は、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

入居契約締結時に身元引受人が定められていない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

1 3. 苦情の受付について

1) 事業所における苦情の受付

苦情や相談は以下の担当者が受け付けます。

苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	専務理事
	管理者

受付時間 平日 9:00 - 18:00

電話番号 045-434-7712

2) 行政機関その他苦情受付機関

外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) (電話) 045-329-3447 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
	横浜市健康福祉局 介護事業指導課 (電話) 045-671-2356 (FAX) 045-681-7789 神奈川区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 (電話) 045-411-7019 (FAX) 045-324-3702 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15

14. 苦情の解決方法

1) 受付方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

2) 苦情受付の報告先

職員間の会議に報告し、解決に向けた検討会議を持ちます。

3) 苦情解決に向けた話し合い

苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

15. 事故発生時の対応

ご契約者に予期せぬ事故が起きた時は、迅速かつ適正な対応に努めます。

1) 早急の処置

事故が発生した時はご契約者に対して可能な限りの緊急処置を行い、速やかに医療機関への受診の必要性を検討します。

2) ご契約者、身元引受人への報告・説明

ご契約者及び身元引受人へのできるだけ速やかに報告・説明を行います。

3) 管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに事業所で対応できないときには、主治医・提携医療機関・協力医療機関に受診していただきます。

4) 事故記録と管理者への報告

ご契約者への処置がひと段落したら事故報告書を作成し管理者、職員に報告連絡し、再発防止に努めます。

1) 事故検討会議の開催

月1回の定例会議及び必要時に緊急会議を開催し、事故の原因を分析し再発防止に

努めます。

6) 行政機関への報告

重大な事故及び受診にいたるような事故が発生した場合は、横浜市健康福祉局高齢健康福祉部事業指導課に報告し、再発防止に努めます。又、急変においても行政機関へ報告をいたします。

16. 非常災害時の対応

- 1) 事業所で定める防災マニュアルに則り、特に避難訓練については消防署の指導のもと年2回（日中と夜間想定各1回）以上の避難訓練を実施しています。また、近隣町内会と避難時の相互協力を推進します。
- 2) 防災備蓄については、3日分の非常食、飲料水を確保しています。

17. 感染症対策

事業所において感染症及び食中毒が蔓延しないように次に挙げる措置を講じます。

- 1) 事業所における感染症及び食中毒の予防と蔓延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策の研修を定期的に行います。
- 2) 感染症マニュアルの実施に至っては、職員の周知徹底を行います。

18. 身体拘束、その他の行動の制限の禁止

生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 1) 生命を保護するため緊急やむを得ない場合とは、以下の3つの要件をすべて満たすこととします。以下の場合には、記録をし、ご家族に開示します。
 - ① 切迫性：ご契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

19. 虐待防止

ご契約者の人権の擁護・虐待等の防止のために次に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業所における虐待防止に関する指針を整備するとともに、職員全員に対し年2回以上の研修を実施しています。
- 2) 管理者が招集する委員会を定期的開催しその内容を職員全員に周知徹底を図ります。
- 3) サービス提供中に虐待を受けたと思われるご契約者を発見した際には、速やかに市町村へ通報します。

20. 職員研修

職員の資質向上を図るための研修の機会をつぎのとおり設けるものとします。

また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修：採用後2か月以内を実施します。
- ② 継続研修：グループホーム職員に対し、必要な研修を実施します。(年12回)

【説明確認欄】

年 月 日

本重要事項説明書に基づいて、重要事項、サービス内容を説明いたしました。

社会福祉法人いきいき福祉会
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
ラポール西寺尾

管理者 古賀 祐介 印

説明者 印

重要事項、サービス内容について説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

契約者 氏名 印

代理人 氏名 印